

# 令和4年度第1回大口町下水道事業経営審議会 議事要旨

日時 令和4年10月4日(火) 13:30~14:34

場所 大口町役場 3階第5委員会室

出席者 別添名簿のとおり

## 1 会長あいさつ

## 2 議事

### (1) 令和3年度決算について

(事務局) 資料説明

(委員)

10頁で、有収水量が低い、というのは、不明水が多いということか。

(事務局)

はい。主に地下水が下水道管の中に入ってきてしまっている。使用料の対象にならないため、有収率が下がってしまう。

(委員)

それは、配管の劣化によるものか。

(事務局)

はい。本町では当初、焼物の管である陶管を使用していたが、その繋ぎ目の部分が劣化しやすいことが影響している。

(委員)

そういったところの改善が今後必要だと。

(事務局)

はい。資料説明で触れたように、不明水がありそうな箇所はテレビカメラを入れて調査しており、多いところは内面を補修する、管更生工事を実施している。

(委員)

14頁、水洗化率が低いことは下水道事業にどのような影響があるか。

(事務局)

下水道を整備したにも関わらず、接続してもらえないと、その費用を使用料金で回収することができなくなってしまう。

(委員)

表の、平成 30 年度から令和元年度にかけて、類型平均の指標が 10%以上上昇しているのはどのような理由か。

(事務局)

9 頁にあるとおり、大口町の類型区分が cc2 から cc1 に変わったことで、比較対象が変わったため。

(委員)

4 頁の繰入金について、基準内と基準外の違いを教えてください。

(事務局)

分流式下水道等に要する経費など、その性質上、使用料収入を充てることが適当でなく公費で負担すべきもので、総務省が定めているものに対する繰入金が基準内であり、そうでないものが基準外となる。

(委員)

10 頁の有収率について、とても低く感じる。先ほど、原因は地下水、と説明があったが、本当にそれだけか。

(事務局)

他には雨水の侵入も挙げられる。なお、大口町と同時期に陶管で下水道を整備してきた近隣市でも、同様に不明水は課題となっている。一方で、平成 10 年を過ぎた頃から、当初から塩ビ管で整備を進めてきた近隣市町は、不明水の影響は少ないようである。

(委員)

工場など井戸水を使っているところもあるはずだが、使用した水量を把握できているのか。

(事務局)

メーターを設置してもらい、その水量を申告してもらうことで適正に把握している。

## (2) 使用料改定の状況について

(事務局) 資料説明／意見なし

## (3) 経費削減及び健全な経営への取組みについて

(事務局) 資料説明

(委員)

汚水処理は県が実施し、町は負担金を支払っているとのこと、今は電気代など上昇しており、汚水処理費用も上昇すると思うが、それはいずれ使用者に影響があるということか。

(事務局)

はい。経費削減努力をしても物価高騰による部分というのは避けられない。5年に1回、使用料の見直しを検討する際に、電気代等も含めて料金改定の議論をすることとなると考えている。

(委員)

昨年度の審議会においては、約15円の単価改定となったが、今後、それ以上に大幅に単価を改定する可能性もゼロではないということか。

(事務局)

その際は色々な諸事情を審議会でお諮りして、ご審議いただけたらと考えている。

(委員)

21頁、経費削減の取組のところ、広域化・共同化による事務コストの削減とあるが、具体的に何を意味するのか。

(事務局)

デジタル化というのもあるが、ここではスケールメリットを意味している。例えば、町単独で業務を発注するよりも近隣自治体で集まって大きなロットで発注できれば費用が割安となる。加えて、規模の小さい本町にとっては、共同発注を通じて大きい自治体の豊富な技術や知識を得られることもメリットと考えている。

(委員)

接続の啓発について、郵送により実施とのことだが、それ以外の手段は何か実施しないのか。

(事務局)

啓発後の申請件数としては表の通りだが、接続に関する問い合わせはこれ以上に多く寄せられた。接続には費用がかかり、やむを得ない事情ですぐに接続できないという相談も多く、そのような場合に接続を強く依頼することは難しい。いずれにしても、約1年かけて町内の全区域に郵送啓発を実施できたため、これからは地区を絞って訪問するなどの啓発も検討する。

#### (4) 下水道整備計画及び進捗について

(事務局) 資料説明

(委員)

整備率 100%見込というのは、町内の誰もが下水道に接続できるということか。

(事務局)

下水道の整備区域内であれば誰でも接続できる。

### 3 その他

(事務局)

- ・ 下水道事業の公営企業会計移行について報告  
財務規定のみを適用するため、職員の身分など組織としては従来通り  
関係条例を 1 2 月議会定例会に提出し、来年の 4 月に移行予定
- ・ 使用料誤徴収 1 件について報告